

平成 29 年度第 1 回療育支援専門部会 議事概要 (H29.7.19)

1 開 会

障害福祉事業課長挨拶
委員紹介

2 議 題

- (1) 部会長、副部会長の選出
- (2) 報告事項
 - ① 第五次千葉県障害者計画の進捗状況について
- (3) 審議事項
 - ① 第六次千葉県障害者計画の策定について
 - ② 重症心身障害児者と医療的ケア児の実態調査について
- (4) その他
 - ① 医療的ケアのある子どもに対する相談支援手引書について

3 その他

(出席) 石井委員、江ヶ崎委員、小野委員、國井委員、小島委員、佐藤委員、新福委員、田熊委員、竹内委員、田中委員、長谷川委員、林委員、福留委員、前本委員、山本委員、吉田委員、吉野委員
(欠席) 小熊委員、鈴木委員、谷口委員

(20:04 終了)

○会議概要

・岡田 障害福祉事業課長の挨拶

皆様、こんにちは。障害福祉事業課長の岡田でございます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から本県の障害者施策の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。委員の皆様には昨年度から引き続き参加していただいている方に加えて、新たに就任していただいた方もいらっしゃいます。1年間どうぞよろしくお願ひいたします。

平成29年度の組織改正で、昨年度まで、障害福祉課一課体制であったものが、主に障害者施策の企画等を推進する障害者福祉推進課と、障害者支援施設等におけるサービスの充実を支援する障害福祉事業課という2課体制になってございます。この療育支援専門部会につきましては、障害福祉事業課が所管することになりますので、よろしくお願ひいたします。

今年度は、平成30年度から平成32年度までの本県の障害者施策等の計画を定めた次期の第六次千葉県障害者計画を策定することとなります。本日の会議では、第五次千葉県障害者計画の平成28年度における進捗状況について報告させていただいた後、第六次千葉県障害者計画の策定及び重症心身障害児者と医療的ケア児の実態調査について提案させていただきますので、委員の皆様には、忌憚のない活発な御議論を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

・委員紹介

・議 事

【障害福祉事業課 池田班長】

それでは、議事に入らせていただきます。

この部会は、本来であれば、部会長が進行を行うこととなりますが、部会長が決まるまでの間、引き続き、事務局で進行をさせていただきます。

また、今後の部会の運営について、新任の委員の方がいらっしゃいますので、改めて御説明させていただきます。

この部会は公開となっており、議事録についても県のホームページで公表する扱いとさせていただきますので御承知置き願います。

なお、議事録を作成する関係もあり、録音させていただいておりますので、御発言の際には、はじめにお名前をおっしゃっていただけてから、御意見等をお話いただければと思います。御協力をよろしくお願いたします。

はじめに、議題（1）部会長、副部会長の選出についてですが、自薦、他薦、どちらでも結構でございます。どなたか御推薦はありますでしょうか。

特に御推薦がないようですので、恐縮ですが、事務局から提案をさせていただきます。昨年度からの障害児の療育支援に係る各種制度・事業の現状・課題・効果等について引き続き、この部会で検証を行ってまいりますので、今年度も引き続き、部会長には佐藤慎二委員、副部会長には吉田浩滋委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（拍手）

佐藤委員、吉田委員よろしいでしょうか。

（佐藤委員、吉田委員了解）

ありがとうございます。それでは、本部会の部会長として佐藤委員、副部会長として吉田委員を選任することが決まりました。

ここでお手数ですが、佐藤委員、吉田委員におかれましては、部会長席、副部会長席への移動をお願いいたします。

それでは、佐藤部会長、吉田副部会長から一言ずつ御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

【佐藤部会長】

若輩者ではございますけれども、部会長に推挙いただきました植草学園短期大学の佐藤と申します。いよいよ第六次の千葉県障害者計画の策定に入るということで、障害のある子どもたちの療育の一層の支援の充実のために皆で力を合わせていけたらと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

【吉田副部長】

副部長を任せられました吉田でございます。よろしくお願ひいたします。大局観に立って、計画を作っていくたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

【障害福祉事業課 池田班長】

ありがとうございました。それでは、議題（2）以降の進行につきまして、佐藤部長にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

【佐藤部長】

それでは、委員の皆様にお協力をいただきながら、議事の進行に務めていきたいと思ひますので、どうぞ忌憚のない御意見をいただければと思ひます。まず、報告事項 議題（2）①第五次千葉県障害者計画の進捗状況について、事務局から御説明をよろしくお願ひいたします。

【障害福祉事業課 本郷副主査】

「第五次千葉県障害者計画 主要施策管理表 平成28年度」、「第五次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表」及び「第五次千葉県障害者計画 数値目標 達成状況管理表」を説明。

【佐藤部長】

ありがとうございました。今、報告いただきましたことに関しまして、委員の皆様から御質問等ありましたら、御発言いただきたいと思ひます。

【前本委員】

数値目標で、28年度はAが7、Bが4となっておりますが、A3の4-（3）の療育支援コーディネーターの配置人数については、第五次で増加に努めますということで数値目標を設定していないので評価しようがないと思ひますが、Aになっております。状況のコメントで、療育支援コーディネーターが未配置圏域の市町村から設置の要望がなかったため、現状どおりとありますが、現状はいすみでやろうとあがったと思ひます。最後、圏域の全ての市町村で合意できなかったということで流れたと思ひますが、県はどれくらい発足に向けて後押しをされたのでしょうか。もう一点は、療育支援コーディネーターの連絡協議会がありますが、28年度は開催されませんでした。そういうことを考えると、とてもAというのは違和感があります。

【佐藤部長】

今、実際に要望が上がっていた地区があるのでないかということが一点と、連絡協議会が昨年度は開催されていないのではないかと御質問です。よろしくお願ひいたします。

【障害福祉事業課 真木主査】

28年度の療育支援コーディネーター連絡協議会の開催は、こちらの都合によりまして、実施に結びつかなかったという点については、お詫び申し上げます。今年度については、確かに配置を検討している地域があると聞いておりますので、今年度、顔合わせと情報共有ということで、開催を検討しておりますが、具体的な日程調整までは至っておりませんので、関係者の皆様に御連絡差し上げて、開催したいと思っております。29年度の開催につきましては、現時点では時期は未定となっておりますが、開催させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

増加に努めますという評価については、Aの評価は100%の達成率ということで、疑義が残る点ではあると思っておりますので、改めて内部で確認したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【佐藤部会長】

それでは、見直しも含めて検討ということで、よろしく申し上げます。

【林委員】

A3の資料4-(3)-③で、親をペアレントメンターとして登録し、相談助言を行うと書いてありますが、27年度の取組結果で、実際に行ったということが書いてあるので、すでに実施されている内容ということでよろしいですか。そうだとすれば、どの地域にどの程度のメンターの方がいらっしゃるのかなというのを知りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【障害福祉事業課 本郷副主査】

今、手元に資料がございませんので、確認しましたら、報告させていただきます。

【田熊委員】

千葉県発達障害者支援センターで、このペアレントメンターの事務局を務めております。メンターの配置というのではなくて、全県にいらっしゃるお母様方30名以上が登録されておりますので、私どもの方に御相談があった場合や、お母様方の独自の活動の中で、メンターの御相談というのをお受けしているのです。配置というか、全県のお母様方に登録いただいているシステムです。相談の窓口を私どものセンターで受け付けていて、活動については、各市町村や、教育関係の情報の中心になっているセンター、事務所等にお伺いして、年度当初に御説明して周知しております。

【林委員】

内容については理解ができましたが、今のお話を伺って、折角、良い事業を行っていると思いましたが、私どものように匝瑳市という千葉市から離れたようなところにいる保護者の方が相談しやすい状況を考えると、メンター

の方が地域の中にいらっしゃって、気軽に相談できると、事業がより有効にできるのではないかという気がします。やはり相談するためには、メンターを通じて、中央に行かなければいけないのでしょうか。

【田熊委員】

お母様方は、皆さん、お家でお過ごしの方ですので、相談が窓口にありましたら、一番近くのメンターさんたちに、こういう内容で御相談がありますが、どなたかお受けしていただけますかということで、私の方でコーディネートをして、一番近くの公民館やレストラン等でお話を伺っている方もいらっしゃるようですし、メンターさんの自宅でない限りは、どこでも相談を受けておりますので、お近くの保育所に呼ばれて、そこで受けたりもしていますし、インターネットで私どものホームページに入ってくださいと、御相談の受付の電話番号と用紙がありますので、最近ではメールで送られてくる方が多いです。申し込みいただければ、相談地域は、その相談者の方の一番お近くのところになりますので、匝瑳市でも、お近くにいるので大丈夫です。交通費等も出ますので、メンターさんがお近くまで行くことは可能です。お家からあまり出られない、あるいはお車をお持ちでないとかという方でしたら、メンターさんに行ってくださいことも可能ですので、地域的な格差はありません。

【小野委員】

私もペアレントメンターなのですが、実際のところ、私たちが一番、活動の問題だと思っているのは、県の予算が年間50件ということです。全県で50件というと、本当にわずかで、私たち、君津地区自閉症協会では独自に月2回相談会を行っているのですが、君津地区でも3人メンターが登録されていますので、それだけでも県の予算とは合わない状況です。メールで全県の方たちから、現在、何件の申請が入っていますということをCASの方がやっていただいて、それに対して、もうそろそろ回数が50件になるので申請を遠慮しようかなと、私たちの報告は上げないで、ボランティアでやるというケースの方が多い現状です。

【佐藤部会長】

問題点を御指摘いただきましたけれども、この制限回数までの状況は、実際どうなんでしょうか。

【田熊委員】

5月末に運営会議を開いて、6月からスタートして、12月には50件をオーバーします。それ以降は、お母様方の手弁当でやっていただいている状況ですので、3月までとなると倍増くらいになります。

【佐藤部会長】

是非、六次計画を立てますので、そういうことも含めて、検討していただければと思います。ありがとうございます。

他にも五次に関して、いろいろ御質問等があるかもしれませんが、メインの議題(3)の第六次千葉県障害者計画策定について入っていきますので、事務局からの御説明をよろしく申し上げます。

【障害福祉事業課 本郷副主査】

資料1-1、1-2、1-3、2、3-1、3-2、3-3、6-2、8、9を説明。

【佐藤部会長】

ありがとうございました。入れ子の構造になっておりまして、一番大きいところでは、障害者差別解消法から始まって、御説明がございましたけれども、委員の皆様いかがでしょうか。最終的には、この資料9の形でまとめて、本部会の方に提案したいということでございますので、主に資料9に基づいて、御意見、御質問等をいただくことになるかと思っております。よろしく願いいたします。

【新福委員】

この骨子案の中で、福祉型障害児入所施設について、医療型も含めてですけども、定員数について触れているだけで、実際に福祉型入所施設に入所されているお子さんたちが18歳以降のシステムにどうのせていくのか、その辺が全く計画の中に入っていないと感じました。障害児入所施設に入っているお子さんたちが児童福祉法の改正で、18歳以降の在所延長規定が廃止されましたので、それについての県としてのシステムをどのように作っていくのか、地域移行を進めていくのか、それとも、他の手当をしていくのか、その辺が全く見えてこないのです、その辺はどのようにお考えでしょうか。

【佐藤部会長】

本部会と、それから他にある部会とのつなぎの部分のような形になるのでしょうか。よろしく願いいたします。

【障害福祉事業課 池田班長】

福祉型障害児入所施設につきましては、国では、本来であれば、加齢児の方の入所については今年度末までが期限だったものが、平成33年3月まで延長されたところでは判断しているところです。こちらとしましても、それまでに円滑に移行できるように、児童相談所、市町村、障害者支援施設等の関係者と、地域移行連絡調整会議等を活用しながら、今後、スムーズに移行できる体制について検討してまいりたいと考えております。

【新福委員】

今回の計画の中には盛り込まないのですか。

【障害福祉事業課 池田班長】

あくまでも、資料9は骨子案という形になっており、これから具体的な本文を作っていく作業の中で、今申し上げたことも本文の中に入ることもあるかと思いますが、資料9の紙面の都合上、そこまで書き込むことが難しかったということで御理解いただければと思います。

【佐藤部会長】

これと似たような課題について、資料7にある入所・地域生活支援専門部会等でも扱うようなことになっておりますか。

【吉田副部会長】

昨日、入所の部会がありまして、私が出ましたが、その中でも、入所は話題になりました。どういう点で話題になるかということ、施設から地域へと書いているが、入所のニーズはある。入所したいというニーズが書き込めなくて、地域へ移行ということばかりが前面に出るが、これはいかがなものかという意見がありました。そして、意見の一つとして、入所から地域へという大分類を、住み慣れた場所で自分らしく暮していくにして、中分類に入所が入るなら、まだわかるという意見もありました。今の話を聞いていると、私としては、昨日との関係で、入所か地域かというよりは、その人が望む暮らしというか、キーワードとしては、その人がその人らしく暮せる場所、空間というものが書き込まれていて、その中で入所も、地域移行も、グループホームも必要ですというような書き方になるといいのかなというのが私の意見です。

【佐藤部会長】

ありがとうございました。いずれにしましても、両部会で、関連の事項は詳細を書き込む段階で記述がなされるだろうということで確認をしたいと思いますので、よろしくお願いします。他にいかがでしょうか。

【林委員】

(1)の障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実に関することですが、ライフサポートファイルを導入した市町村が増加と書かれていますけれども、導入というのは、こういうものを作っていますということを意味するのか、それとも、実際に活用される方が増えたという意味合いなのかということを知りたい。それから、教育の立場から、このライフサポートファイルが、例えば、個別の指導計画や個別の教育支援計画との関わりで、非常に有効に活用できるものになっているのかということについて、特別支援学校の立場から御説明を知りたいと思います。

【佐藤部会長】

一つは事務局への質問で、その活用状況はどうかという質の側面です。そして、実際のところどうなのでしょうかとということで、特別支援学校の先生への御質問で二つお願いします。

【障害福祉事業課 本郷副主査】

ライフサポートファイルの導入につきまして、この取組みの方向性に記載してございますのは、市町村へライフサポートファイルを導入していく働きかけをしていくというところでございます。質につきましては、前本先生が非常にお詳しいのですけれども、支援を受けるために必要となる事項を記載して、例えば、どこかに移転した時に、ライフサポートファイルを活用できれば、今まで受けていたような支援が円滑に受けられるようなことで作成しております。前本先生等が地域において、書き方の御指導等をされておりますので、最近、導入するところも、少しずつではありますが、増えておりますし、そうした啓発活動の結果も少しずつ出ているのかなと感じているところでございます。

【林委員】

質問の仕方が悪かったかと思いますが、導入というのは、実際にそれを使う方が増えたということですか。市町村で作っているということをもって導入と言っているのか、それとも実際にそれを活用される方が増えたということをして、増加と言われているのかということを知りたい。

【障害福祉事業課 本郷副主査】

こちらで言っているのは、ライフサポートファイルを扱う市町村の数が増加しているということです。

【林委員】

実際にそれを活用されている方が増えたかどうかはわからないということですか。

【障害福祉事業課 本郷副主査】

扱う市町村が増えれば、それに応じて、実際の利用者の方も増えていると思いますが、実数は把握しておりません。

【林委員】

私が公立の小学校ということもあって、残念ながら、ファイルを活用されている方がいらっしゃるような状況が入ってこないところがあったのですが、特別支援学校の方ではどうでしょうか。

【國井委員】

現在、一番有効に活用できるファイルとはどういうものかということについて、船橋市と学校が連携して作成している段階です。実際に使用するのは本人、保護者ですから、保護者の御意見もいただき、この夏休みも何回か、市役所の療育支援課の方と検討し合い、作り上げていくプロセスの段階です。他の市では、学校が直接、市とやりとりはしませんけれども、葛南地区5市が学区ですけれども、前本先生が一番詳しいので、後で補足をお願いできればと思いますが、市川市あたりだと、すでに活用しているのでしょうか。直接、役所とファイルのあり方について関わりがあるのは船橋市だけなので、そういうことしか答えられませんけれども、いずれにしても、その方向で、個別の教育支援計画も指導計画も含めて、ファイルを作成していければということに進めています。

【前本委員】

香取・海匝圏域でサポートファイルを書こう会というのを8月と1月、年10回やって、もう36回やりました。県のライフサポートファイルを導入する市町村というのは、単に市町村の数だけです。市町村が各市町村の自立支援協議会等で揉んで、これが市のフォームですと出したところで、県はやったという判定をしていると思うので、そこから先は市町村の仕事になるんですけれども、書くのは保護者ですから、書くことを担当する機関は何もないんです。それは相談支援専門員等が働きかけていかないと、それでなくても、大変な介護の中で、作るのはかなり厳しいと思います。それを福祉の側でどうやってサポートするのかを含めて、相談支援専門員とか、地域における相談支援体制の充実の中でやっていかなければいけない。現実には特別支援学校に在籍の方は全員対象者のはずですから、特別支援学校の各PTAで盛り上がっていないといけないのですが、全然盛り上がりません。全く盛り上がりませんから、各市町村特別支援学級の保護者のところで盛り上がることは、まず前提になってないことだと思います。その辺は、私たちもわかっていて、特別支援学校PTAに働きかけるということは始めています。県が音頭を取っているというメリットは、やはり毎年1回実施状況の調査をしていますので、あれが結構無言の圧力になっていて、お宅、まだやっていませんよねというような感じで、じわじわ責めていくと、3年ぐらいすると、うちもやりますとって、残り10市ぐらいになってきているので、やはり、市がやっているという、保護者も、これはオフィシャルなんだなということで、書いてみようという気持ちに最初なるので、行政がやるのはそこまで、そこから先は福祉が働きかけて、学校が頑張ってもらえればいいのかと思う。多少ノウハウがいきますから、あちこち呼ばれてやってますので、呼んでいただければ、どこでも出て行きます。これは誰がやっているかという、療育支援コーディネーターがやっています。昨年度、療育支援コーディネーターの連絡協議会が開かれませんでした。一昨年度は、このファイルについてどうしようかというような議論を自主的にやっていましたし、リンクしている

と思っています。それから、残りが10を切ったのですが、大きいところがまだやっていない。松戸が人口約48万人で、千葉市はもっと人口がいますけれども、ホームページでダウンロードしてというだけで、千葉市は県と違いますが、そういう状況では決して普及しないということで、まだまだ道半ばです。ただ、作っているお母さんたちは、確実に増えてますので、お母さんたちには5年、10年、20年かけて完成すればいいからと言っていきますから、目の前でバラバラと作っている人が持ってきてという状況にはならないと思いますから、そのペースでいいと思います。

【佐藤部会長】

ありがとうございます。福祉部で毎年、全市町村に調査をしていただいています。導入率はたぶん、昨年度の段階で7割は超えたと思います。活用されていますか、どうですかという設問もあるのですが、かなり曖昧で現実的には、むしろ、随分、昔に作った地域ほど、今はどうなっているかわからないみたいなのところがあったりというのが現状です。今、前本先生が言われたような地道な取組みが絶対必要になるだろうなと思います。引き続き、第六次に関しても、やはり課題に挙げるべき中身だろうと思います。

【前本委員】

資料9の骨子の(3)地域における相談支援体制の充実のところ、これは診断以前の方とか、障害の見込まれるというような困り感のあるところからの支援になると思いますけれども、そこで障害児等療育支援事業活用ということがあって、これはその通りだと思いますので賛成です。一方で、そのための数値目標のところ、実施事業所見込箇所数及び相談見込件数となっていますが、この事業所数が増えたからといって、事業が深まるとは言えないと思う。千葉県は50箇所受けていますけれども、全国的にはそんなにやっているところはありません。千葉県はダントツですけれども、その代わり、この整合性がないので、昨年度、私どもで受託事業所連絡協議会を立ち上げて、前課長さんに最初の総会に来ていただきましたけれども、会長が前本で、事務局長が吉野さんで始めたのですが、中身の見直しというか、より必要な方に必要なサービスが提供できるという障害児等療育支援事業そのもののあり方をもっとよくした方がいいです。数値目標よりは、事業所連も中身をきっちりとしたものにしていくということを目標に、事業所間でお互いに内容を良くしようということで、開示しながらやっていますので、そういった方向で県も進めていただければありがたいと思います。具体的には、結局、事業所の数が増えても、1件の方の相談件数が年2回しかダメですよと回数縛りが入ってしまうと、事実上本当に困った人のところに入り込めないで、そういったところを盛り込んで欲しいと思います。

【佐藤部会長】

支援の質を向上できるように御要望ということで、何かの形で書き込みを

していくことになりそうですでしょうか。御意見ありがとうございました。

【吉田副部長】

昨日の部会では、国保連のシステムを使った、いろんなサービスの使用量について、目標値と、どのくらい達成したかというA4の1枚がありました。今日はないのでしょうか。昨日見ている、気になったのは、保育所等訪問支援は、たしか97件で、目標の半分にも達してなかったとあっていて、ライフサポートファイルという大変結構なものはあるけれども、実際にあるサービスが使えてない。保育所等訪問支援が伸びていないのは、訴えはないけれども、一つのサインかなとあっていて、それは、おそらく、事業所の数が増えていないからだと思う。他の県のものを見ると、横浜で、センターの先生が保育所、幼稚園に行き、連携してやっている部分で、それなりの効果は上がっているのかなと思います。私は、それが伸びないのは、おそらく、発達支援センターが増えないから、その事業の実施主体が増えないのだろうと思います。そうすると、発達支援センターを一つの指標にして、それをもう少し増やすような施策が必要かなとあって、数字を見ていたところです。おそらく療育支援体制(1)あるいは(2)になるかなと思います。具体的に支給決定を受けた方たちが受けるようなサービスですので、その文言が入っていない。事業ではなくて、発達支援センターが足りているのか、足りていないのか、それを充実すると、自ずと保育所等の支援が増えてくるのかな、これはあくまで読みですが、感想として、なかなか増えないのはきっとそういうところがあるのかなと思います。

【佐藤部長】

ありがとうございました。数値目標等の③に児童発達支援センターを各市町村に1か所以上設置とありますが、関連して、事務局から説明いただければと思います。

【障害福祉事業課 本郷副主査】

児童発達支援センターを増やすことについては、今、佐藤部長がおっしゃられたとおり③において、目標として、各市町村に1か所以上設置というものと、副部長がおっしゃられたとおり、保育所等訪問支援の数が非常に少ないというのが現実としてございまして、④に全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することも一つの目標として掲げてございます。おっしゃるとおり、保育所等訪問支援を単品でできるというのは、なかなか難しいのかなというところもございまして、児童発達支援センターの設置と合わせて、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を、両輪で行えたらなと考えておりますが、具体的にどのようにやるかというのは、このような場等で、皆さんのお知恵を拝借しながら、検討していきたいと考えております。

【前本委員】

コスモスの花も実際に児童発達支援センターをやっているのですが、法定サービスである保育所等訪問支援は大変使いづらいです。計画相談に入っ
て、お家の方の署名捺印をもらって、その方のために行きますというものな
ので、法定サービスではあって、名称が保育所と書いてあるのですが、保育
所を支援するわけではなくて、そこに行っているお子さんを支援に行きます
という契約ですけれども、これが実に使いづらいわけですね。もっと使いやす
いのは、先程言った障害児等療育支援事業の施設支援で、特定の個人ではな
くて、園をサポートできる巡回的なものができるので、そちらの方が圧倒的
に使いやすいです。現実、契約をして、保育所等訪問支援で、その子を見
るとします。今日の午前中、とある幼稚園に行っていたのですが、そのお
子さん目当てでも、もっと手のかかる子、未契約の子、全然障害にあが
っていない子、あの子もこの子もという感じであがってくるわけですね。そ
うすると、契約している以上は、そこに税金が投入され、個人負担金1割も
生じます。契約のはんこを押した人が他の子を見るときもお金も払って
いることになり、現場でどうなるかということ、いや、今日はこの子
のために来ましたので、他の子の相談にのれませんかと言って、断
って帰ってくるか、そこは目をつぶって、相談にのるか、どちらか
です。どちらも、どちらに対しても裏切りになりますので、それ
であるよりは、純粹に、保育所や幼稚園を施設としてサポート
しますという体制が、本来、法定サービスになってほしいです。それが
ないので、法定サービス外の障害児等療育支援事業が浮かんでしま
うという現状があるので、センターがどれだけ増えても、今の計
画相談に入れ込んで、はんこを押して、決めた回数、月1回とか、年
何回か、約束どおり行かないと怒られる、そういうものでは機能
しないと思います。制度設計もネーミングも良くないと思
います。

【長谷川委員】

今、前本委員からも、御意見があったように、私どもも保育所等訪問
支援を実際にやっているんですけども、制度的にはやはり個人の方との
契約ですので、そこに大きな問題が発生しているということと、受入
側の利用したいお子さんがいる保育所、幼稚園、学校、認定こども
園も入るわけですけども、受入側がこの制度について、まだ周知
されておられません。個別の指導の場所もないし、みんなが一緒
に活動している中で、指導員が行って支援していくというところ
においては、指導する側のやりづらさ、受入側の、どのように受
入れていったらよいかというような形の部分が、実際、現場として
問題になっておりますので、やはり、先程出たように児童発達支
援センターを増やして、云々という問題ではなくて、制度をや
はり違う視点から検討していくことが一つの課題だと思
います。たぶん、全国的にも増えていないと思
っております。

【佐藤部会長】

御指摘のとおりと思います。児童福祉法が改正されたときに、厚労省と文科省が共同で通知を出して、学校に周知したにも関わらず、現実的には受け入れていないところがまだかなりあると思います。教育委員会側からのアプローチもないと、現実的には門前払い的なところがあるのが課題だと思います。福祉の側からもアプローチをするし、制度があるということは周知していくわけですけれども、教育の側からの働きかけも必須だろうなと思います。

【新福委員】

質問ですが、障害児の相談支援については、相談支援専門部会で検討されるという理解でよろしいですか。

【障害福祉事業課 岡田課長】

実は先週、相談支援専門部会で同じような話がありまして、計画作りで各部会に分かれています。同じような内容のことを別の視点でお話いただきますので、療育支援専門部会としては、この部会で相談支援体制はどうあるべきかということ議論していただいて、相談部会でも議論していただきますので、それを本部会で調整していくということになりますので、こちらはこちらで議論していただければと思います。

【新福委員】

障害児の利用計画については、まだ、セルフプランがかない多いのが実態です。もちろん、市町村の対応になるかと思いますが、県として、計画について、何か手立てというか、子どもたちのために良い方向になるような計画を立てられるような施策をとればいいかなということで、質問させていただきました。

【佐藤部会長】

ありがとうございます。それは(3)のところに関連の書き込みをよろしくお願いしたいと思います。

【小野委員】

どこに当てはまるかと言うよりは、全体的な話になります。

私たち親ですと、自分の子供が障害であるという疑問を持った時に、私の住んでいる地域では、障害の子の発見から医療療育につなげて自立に向けてというような、一本柱のような子供の成長をサポートするシステムが見えません。もちろん県内で地域差があるとは思いますが。

現状では、相談会に多くの方がいらっやあって、幼児期から医療と手を取り合っていないと問題が大きくなってしまおうという方がとても多いです。

医療機関での服薬に関しても、確実に進んでいると思います。少なくとも身近にいな

がらその子の成長をその時だけ良ければいいのではなくて、大人になるまでに思春期があったり 成長期には色々な事があると思います。そういう事を一貫してサポートしてくれる専門の医師の少なさを、とても感じています。いいと言われるところでも専門と言われている医師に診てもらうには半年はかかるような現状だと思います。

やはり今日の相談会にいらっしゃる方も、もうすでに自傷他害がひどく、家庭内で親御さんに包丁を向けるとか切実な問題を抱えています。そういう方が多くて何とかその方のために支援が必要だと考えております。この計画にも「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の設置」とございますが、こういう子たちとの対応というのも地域のいろんな事業所が関わっていると思います。

今後は医療・福祉・教育等を背負っていただく方を集めて、しっかりとこの子の支援を計画し、対応して行くことが必要だと考えています。力がある方に引っ張って行ってもらわないとなかなか困難です。今は点ばかりで線にはなっていません。不登校になったり、卒業後に就労に結びつかないとかいう子がいるのが現状だと思います。

どこに行けばしっかりやってもらえるのか私たち親には見えません。

【佐藤部会長】

子どもの成長というのは、成長という縦の軸と、成長のそれぞれの時期での横の軸があり、横軸には医療や福祉等の様々な支えがありますので、関わる部会も重なります。それを含めて、本部会等が全体を調整・統合する役割を果たしていくことになるだろうと思います。相談支援専門部会等の議論を踏まえながら、今言われた医師不足のことも含めて、おそらく検討していくこともあるのだろうとまとめさせていただければと思います。

【吉野委員】

放課後、休日活動をしている団体として、ここへ出させていただいている中で、0歳から18歳まで、加齢ですと20歳まで、日々みていく中で、福祉の中での役割と療育の中での継続した役割というのを、現にある放課後等デイサービス事業が大きな役割を学校生活の外で担っていると思います。それに対する言及を、大分類の中で、特に放課後等デイサービスについては、事業所の支援の質の向上を図っていきますという、支援の質を図るだけの目的ではすまないものがあって、療育そのものの中での役割分担であるとかということをもっとしっかりと考えないと、この議論だけでは、放課後等デイサービスが果たす役割は限定されたものになってしまいます。もちろん、計画相談、児童の相談の中でも、児童の相談と放課後等デイサービスは密接に関係しているものです。初期の段階では、児童発達支援とかセンター、保育所等訪問支援とも関係しているものですので、もう少し文言を変えていただきながら、児童の発達の療育の中での役割をしっかりと見据えて、私も発言していきたいと思っております。単なる支援の質の問題だけではないので、連携の問題も含め、その中では、学齢期は教育の問題も含み、移行の段階においては、就職、入所施設、グループホームに行くというところまで、全てをこの18年間で包括してやっていく中で、いろんな問題を起こしてくる

中で、この書き方だけでは、その役割を果たせないのではないかと、一部の役割にしか過ぎないのではないかということ、数値目標等のところで、⑦事業所箇所数、重心は各市町村に1か所以上だとかという書き方がしてあります。それから、サービスの見込み量とか、利用の児童数の量の見込みとかという書き方だけではすまない問題がかなり大きく、今、問題となっていることが多々ありますので、そのところをもう少し、この中で議論をさせていただけるとありがたいと思っております。

まず、現状・課題、取組みの方向性の(3)で、療育等支援事業だけではなくて、児童の計画相談を立てている事業所のことも、ここでは言及しないと、全てを障害児等療育支援事業が負うわけにはいかない。本来の役割が果たなくなってしまうので、ここで、療育支援事業を大きくみていただいていることは、とてもありがたいことだとは思いますが、その中で、きちんと障害児の相談支援事業所としても、私どもは機能しておりますので、その役割分担についても、もう少し言及の必要性があるのではないかと思っております。

それから、施策の方向性の(4)で障害のある子どもの医療・福祉サービスの充実のところで、現状の分析に、医ケアのあるお子さんに対しては、やっとな端緒についたばかりで、少しずつ目が向いてきたということで、そこに重点を置かれるということは、私ども事業所としても、ありがたいと思っておりますけれども、その方向だけではなくて、発達障害のお子さんでも爆発的に増えております。その中で強度行動障害と呼ばれる方も増えてきている中で、一部にだけとられることなしに、もう少し俯瞰的な目を見て、この計画を立てていかないと、一部に偏った計画になってしまったのでは、そこからもれる子どもたちがとても増えてきてしまうので、もう少し俯瞰的な目を見た計画を立てていくお手伝いできればと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

【佐藤部会長】

貴重な御意見ありがとうございます。今後、文書化する中で書き込んでいただければと思います。

【吉田副部会長】

二点ですけれども、一点は先程の保育所等のことで、数が少ない、伸びていない、私もやってきましたので実情はわかりますが、要は、この中に書き込むときに、書きぶりとして努めますとか、向上が必要ですよということに加えて、もし、今、そこに問題があるのであれば、そこに問題があります、その改善を図りますということ、これを県が言わないと、国に伝わっていかないので、書きぶりとしては、課題であるということがわかる書きぶりが必要かなと思います。もう一点が、皆さんも御存知かもしれないですけども、第二次千葉県特別支援推進基本計画というものを作って、もうパブコメも終わりました。私はそれを見たときに、こちらとはリンクはしてないですが、中に

は、市町村教育委員会と千葉県障害者福祉推進課は連携しますと書いてありますけれども、本当に連携しているのだったら、障害福祉における最近の状況について、これは主な事項が福祉側の事項ですので、例えば、教育側のこういう計画があります、福祉の計画だけではなくて、教育の計画も一体にやります。それから、地域福祉計画もきちんとあるので、大きな計画だと、みんな並べて書いてあるのですけれども、本当は実は連携が必要なのは内側に連携が必要で、教育委員会との連携が本当は必要かなと思ったりするのですけれども、福祉だけにとられるのではなくて、教育の方の動きも書き込めていって、こんなものもあるという書きぶりにしていただけると、なかなか難しいと思いますけれども、必要ではないかと感じました。

【佐藤部会長】

今の御指摘で気づきましたが、昨年度までは、県の教育委員会の先生も委員として入っておりましたけれども、今年度は部会から抜けているのが気になります。私の意見を一つだけ、(1)ライフステージのところになるかと思いますが、乳幼児健診、母子保健に絡むので、ここで扱うのかどうかかわらないのですが、昨年12月に総務省が乳幼児健診での発見率がとても低いという勧告を出していると思いますので、管轄は市町村ですけれども、文書化するときに書き込んでいただければと思いました。

続きまして、審議事項の(2)重症心身障害児と医療的ケア児の実態調査について、資料作成をされました石井委員から御説明をよろしくお願いいたします。

【石井委員】

資料10-1を説明。

【佐藤部会長】

貴重な御提案ありがとうございます。事務局から補足の説明等ございましたら、よろしくお願いいたします。

【障害福祉事業課 本郷副主査】

資料10-2、10-3を説明。

【佐藤部会長】

ありがとうございます。大変貴重な資料になるだろうということで、是非、実施をしたいということですが、委員の皆様、いかがでしょうか。

【山本委員】

重症心身障害児に関しては、20歳以上も含めての調査と考えてよろしいですか。

【石井委員】

はい。

【山本委員】

医療的ケアに関しては、20歳未満の方だけを対象に考えているのですか。

【石井委員】

はい。国の調査がそうになっております。

【山本委員】

そうすると、地域の防災対策の要支援者に関しては、20歳未満の方しか対象にならないのですか。

【石井委員】

たぶん、20歳以上で医療的ケアが必要な人は、かなり重症心身障害ではないかと思えます。

【山本委員】

ただし、筋ジストロフィーの方等は結構いらっしゃいます。

【石井委員】

そうですね。たぶん、医療的ケア児という概念が生まれたのは、運動障害も知的障害もほとんどないけれども、気管切開をしているようなお子さんたちへの注目だと思うので、他県や国の調査では20歳未満です。もちろん、調査票の中で、年齢さえ書いてもらえれば、データ化するときに、20歳未満の医療的ケア児は何人、20歳以上は何人ということを出せますから、最初の調査の段階で20歳未満で切らなくてもいいのかもしれませんが。

【山本委員】

たぶん、保健所が行っている要支援者の調査に関しては、成人中心に今まで行われていると思います。呼吸器を使っている方がどのくらいいるのか、たぶん把握しつつあると思いますが、成人をメインで行っていたと思います。

【石井委員】

だから、むしろ小児に注目するために行いたいと思います。

【山本委員】

それはいいのですが、せっかくやるのであれば、要医療に関しては、成人も含めて行った方が、たぶん、自治体の要支援者、避難行動に関しては便利だと思います。

【石井委員】

それは後でいかようにも切られますので、対象者を広げることは可能だと思います。

【佐藤部会長】

ありがとうございます。他に委員の皆様からありますでしょうか。

【新福委員】

調査対象の施設は、重症心身障害児の施設のみではなく、福祉型も医療型も含めてという理解でよろしいでしょうか。

【石井委員】

はい。

【吉野委員】

発症が18歳で、特別支援学校を卒業して、全く在宅の方が八千代にはたくさんいらっしゃいますが、そういう方の調査はどこを使って行われるのでしょうか。役所でしょうか。

【石井委員】

通所事業所とかは。

【吉野委員】

通所には通っていないくて、全くの在宅です。

【石井委員】

そのように、吉野さんが御存知だということが大事だと思います。私は実はこういうことは、役所の人よりも、地域のネットワーク、地域の人たちの方が実は知っている。完全に在宅になっている人がいる、心配しているというネットワークを利用して、本当に拾い上げたいと思っています。

【佐藤部会長】

現状の福祉サービスの網の目から漏れている人がかなりいるだろうということですね。ありがとうございます。よろしいでしょうか。本当に画期的な調査になるかと思います。是非、実現させていただければと思います。

それでは、最後に、その他につきまして、事務局から御説明をお願いします。

【障害福祉事業課 本郷副主査】

医療的ケアのある子どもに対する相談支援手引書を説明。

【吉野委員】

放課後連の資料を配付し、説明。

【佐藤部会長】

今後のスケジュールについて、御説明いただけますか。

【障害福祉事業課 本郷副主査】

今日、御審議いただいた内容につきましては、8月に本部会に、当部会での骨子案という形で提出する予定ですが、いろいろと御意見がございましたので、まずは事務局で本日の内容を整理させていただいて、確認事項等ありましたら、皆様にメール等で照会等させていただくかと思っておりますので、その際はよろしくお願いたします。

【佐藤部会長】

ありがとうございます。今日、委員の皆様からいただいた御意見等につきましては、本部会に諮る前に必要があれば、先生方にメール等の確認になりますけれども、御案内いただけるとのことですので、また、御意見等頂戴できればと思います。ちょうど予定の時間となりました。円滑な審議に委員の皆様にご協力いただきまして、本当にありがとうございます。それでは、事務局へ進行をお返しいたします。

【障害福祉事業課 池田班長】

佐藤部会長、ありがとうございます。先程、申し上げましたとおり、資料9の骨子案につきましては、おそらく来月に開催されるであろう本部会に、療育支援専門部会からという形で提案したいと考えているところでございます。また、資料について、十分にお読みいただく時間がなかったと思いますので、お持ち帰りいただいて、特に施策の方向性（中分類）等について、不足している等の御意見がございましたら、7月25日（火曜日）を目安に事務局宛てにメール、FAX等でお寄せくださるよう、よろしくお願いたします。特に様式はございませんので、メール本文に記載していただければ結構でございます。

また、次回、第2回療育支援専門部会につきましては、改めて、委員の皆様にご日程の調整をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

【前本委員】

次回の日程ですが、昨年度は2回しかありませんでした。今年度はとても大事なので、年何回以上必ずやりますと、この場で県は言及すべきだと思います。いつまでにやる、何回やる、何をどういうふうに審議するということを決めてください。

【障害福祉事業課 池田班長】

次回、はっきり、いつとは申し上げられませんが、8月から9月にかけて本部会を開催して、その後、そこから出てきた意見を元に、障害福祉計画の素案を事務局で作成いたします。その段階で、専門部会の委員の皆様から御意見を頂戴し、それを何回か繰り返す中で、障害福祉計画を策定してまいりたいと考えているところでございます。おそらく、4回、5回程度という形になろうかと考えているところでございます。

【前本委員】

そのくらいの回数を期待していいですね。第4次を決めるときは療育支援専門部会を10回やりました。それで必死に揉んで、私ども納得して、これでいいですねと。第5次のときは、2、3回ですよ。第5次になってからの部会の回数は、年々、減ってきているので、形骸化してきていると思います。それは是非、止めていただきたいと思います。

【障害福祉事業課 池田班長】

わかりました。今、前本委員から御意見のありましたとおり、4回から5回を目安に、療育支援専門部会を開催したいと考えておりますので、今後とも、お忙しいところ大変恐縮ですが、御出席の程、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の部会を閉会とさせていただきます。委員の皆様、本日は長時間にわたりまして、ありがとうございました。